

**令和２年度 医療法人恕風会介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算
に基づく取組み**

医療法人恕風会では、介護職員処遇改善加算Ⅰ及び特定処遇改善Ⅰを取得しています。
具体的な取組み内容については下記をご確認ください。

Ⅰ. 介護職員に対する処遇改善加算支給に関する規定

１. 介護職員処遇改善加算規程
２. 介護職員等特定処遇改善加算規程
３. 給与表

Ⅱ. 介護職員キャリアパス及び研修計画表

１. 医療法人恕風会キャリアパス表

職 位	職責及び職務内容	任用要件	賃金評価
主任級	・専門職としての高度かつ適切な技術を身につけ、指導・育成等の役割を果たす。 他部門や地域関係機関との連携を行える。	・介護福祉士資格 ・法人役員会で決定した者	役職手当 ２０,０００円/月 給与表 8-1 級を適用
副主任級	・チームケアの重要性を理解し、日常的にメンバー間の信頼関係を構築しつつ、課題の解決に組織的に取り組む。	・介護福祉士有資格 ・事業所内役職者で決定した者	役職手当 １０,０００円/月 給与表 8-1 級を適用
主事級	主任、副主任を補佐しチームリーダー補助や代理が出来る。	・介護福祉士有資格 ・事業所内役職者で決定した者	役職手当 ５,０００円/月 給与表 8-1 級を適用
介護福祉士	介護職としての技術の発揮と法人の理念と目標を理解し、組織の一員として業務を確実に行う。	・介護福祉士有資格	給与表 8-1 級を適用
初任者研修 修了者	法人の理念と目標を理解し、組織の一員として業務を確実に行う。	介護職員初任者研修修了者	給与表 9 級を適用

介護支援専門員取得後、手当あり

2. 令和2年度の介護目標について

「利用者一人ひとりに対する生活状況の適確な把握と支援を行い、職員一人ひとりの技術技能の向上を目指す」

3. 令和2年度研修予定

① 法人内研修

令和2年度「恕風会・清祥会」介護職研修計画

	日時	題	担当
第1回	R2年5月	働きやすい職場環境	長浜ひまわり 上田晴美
第2回	R2年8月	認知症について	ひまわり 三宅真由美
第3回	R2年11月	福祉用具について	清祥会ひまわり 宇都宮美香 ヘルパーひまわり松本綾美 肱流苑 岡崎房子

② 施設内研修

令和2年度「介護老人保険施設ひまわり」研修計画

	日時	題（内容）	
第1回	R2年4月27日	職員の心得 （倫理及び法令遵守について）	
第2回	R2年5月25日	接遇について	
第3回	R2年6月22日	食中毒の予防及びまん延防止	
第4回	R2年7月27日	身体拘束の基本的理解	
第5回	R2年8月24日	K Y Tについて	
第6回	R2年9月28日	認知症及び認知症ケア	
第7回	R2年10月26日	感染対策及び予防、まん延防止について	
第8回	R2年11月24日	高齢者虐待防止・身体拘束等の排除の為の取り組み	
第9回	R2年12月28日	事故の発生及びその再発防止について	

第 10 回	R3 年 1 月 25 日	安全食事摂取と誤嚥予防について	
第 11 回	R3 年 2 月 22 日	プライバシー保護について	
第 12 回	R2 年 3 月 29 日	褥瘡予防	

③ 所外研修

全国老人保険施設協会

	日時	題（内容）	
	R2 年	第 1 回中堅職員研修会	
	R2 年	第 2 回中堅職員研修会	
	R2 年 11 月 11 日 ～ 13 日	第 31 回全国老人保険施設大会 宮城	

④ 愛媛県老人保険施設協議会

	日時	題（内容）	
	R2 年 7 月 11 日	第 11 回愛媛県介護老人保健施設大会	
	R2 年	栄養士研修会	
	R2 年	リハビリ研修会	
	R2 年	介護支援専門員研修会	
	R2 年	通所リハビリテーション研修会	
	R2 年	支援相談員研修会	
	R2 年	看護師長研修会	
	R2 年	事務長研修会	

4. 令和2年度資格取得支援（予定）

ヘルパーステーションひまわりより1名の実務者研修参加
（費用助成及びシフト調整を行う）

Ⅲ. 昇給のしくみ

☆給与表により年1回昇給
介護福祉士
初任者研修修了者

Ⅳ. 職場環境等要件

資質の向上

☆働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修費の支給

労働環境・処遇の改善

☆子育てとの両立を目指すための院内保育所の設置
☆事故トラブル等における責任の所在明確化及びマニュアルの作成
☆委託業者によるストレスチェックと無料相談

その他

☆地域の保育所、小学校との交流及び地域活動による職員のモチベーションアップ
☆職員の増員による業務負担の軽減

医療法人恕風会 介護職員に対する処遇改善加算金の支給に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、医療法人恕風会（以下「法人」という。） 給与規定に 規定する給与とは別に、厚生労働省が平成24年度から創設した介護職員処遇改善加算制度（以下「介護職員処遇改善加算制度」という。）に基づき法人の介護職員に対し支給する処遇改善加算金（以下「介護職員処遇改善加算 金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（支給対象者）

第2条 法人の常用職員または非常勤職員の別を問わず、厚生労働省の定める介護職員処遇改善加算制度の対象職種職員に対し、介護職員処遇改善加算金を支給する。

（支給額）

第3条 介護職員処遇改善加算金の支給額は、介護職員処遇改善加算制度による加算見込額の範囲内において、常用職員又は有期契約職員の別に法人が定める額とする。

1. 給与表により昇給及びベースアップによる基本給の増額
2. 年1回一時金としての支給
3. 介護福祉士手当・ケアマネ手当の支給

（支給日）

第4条 介護職員処遇改善加算金の支給は、原則 年1回 次年度5月15日 に当年分を、介護職員処遇改善加算一時金として給与規程に規定する給与とは別に支給する。

第5条

（在籍の限定）

第6条 介護職員処遇改善一時金は、支給日現在に在籍していない者については、支給しない。

（キャリアパス）

第7条 職位、職責、及び職務内容に応じた任用要件、賃金体系については、別表の給与表及び医療法人恕風会介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に基づく取組みに定める。

（昇給）

第8条 昇給は資格によるものとし、別表の通り定める。

（その他）

第9条 この規程は、介護職員処遇改善加算制度が終了すると同時に廃止するものとする。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

介護職員等特定処遇改善加算金の支給に関する規定

（目的）

第1条 この規定は、医療法人恕風会（以下「法人」という。）給与規程に規定する給与とは別に、厚生労働省が創設した介護職員等処遇改善加算制度（以下「特定加算制度」という。）に基づき法人の介護職員等に対し支給する特定処遇改善加算金（以下「特定加算金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（支給対象者）

第2条 法人の常用職員または非常勤職員の別に問わず、厚生労働省の定める介護職員等特定処遇改善加算金の支給対象職員を対象とする。

（支給額）

第3条 特定加算金の支給額は、特定加算制度による加算見込額の範囲内において、法人が定める額とする。

（支給）

第4条 特定加算金の支給は、年1回年度分を一時金として給与とは別に支給する。

（在籍の限定）

第5条 特定加算金は、支給日現在に在職しない者については、支給しない。

（経験・技能のある介護職員の基準設定）

第6条 経験技能のある介護職員の基準の考え方は、原則、当法人で5年以上の経験で介護福祉士を有する者とする。

（その他）

第7条 この規定は、特定加算制度が終了すると同時に廃しするものとする。

附 則

1. この規定は、令和元年10月1日から施行する。